

これまでの議論を踏まえた対策の検討に当たって

資料1

安衛法の規制体系と最高裁の判断

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けている。
※ 労働安全衛生法は労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

上記を踏まえた対策の方向性

- 労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ①作業場所を管理する者（事業者）が当該場所で就労する者を保護する
- ②労働者と同じ場所で就労する者（個人事業者、その他の作業者）は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないよう、必要な事項を実施する（上記①に対応した措置等）

→ 最高裁判決で示された判断に整合した内容

- 個人事業者が労働者とは異なる場所で就労する場合であっても、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ①個人事業者自ら、作業に伴う安全衛生や自身の心身の健康を確保する

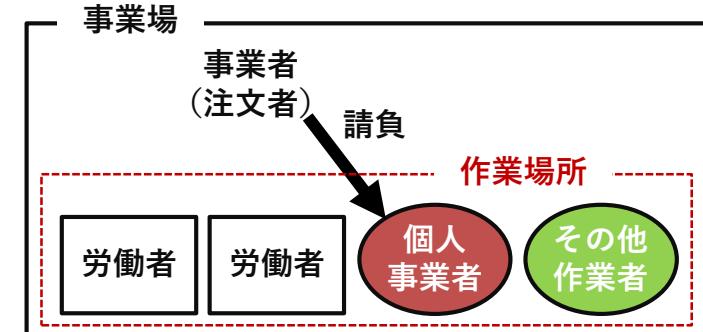
→ 新たな観点（安衛法の枠組みを超えるため、ガイドライン等で推奨）

- ②注文者が注文した仕事に係る作業場所や作業方法が個人事業者の安全衛生に影響を及ぼすと考えられる場合は、それに応じた措置を講じる

→ 安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）で対応

※ 上記以外にも、安衛法の既存の枠組みの拡充（統括管理の対象拡大、機械等貸与者による措置の対象機械拡大等）やガイドラインの策定も検討

個人事業者や出入業者（その他の作業者）等が
事業者（注文者）の事業場内で作業する場合



個人事業者に請負させた仕事が、
事業者（注文者）の事業場外で行われる場合

